

2016年5月14日定期総会に基づく定款変更について

1 変更の内容

条文番号	新条文	旧条文
第12条	<p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3人以上15人以下</p> <p>(2) 監事 1人以上3人以下</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、<u>1人を専務理事</u>とする。</p>	<p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3人以上15人以下</p> <p>(2) 監事 1人以上3人以下</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。</p>
第13条	<p>(選任等)</p> <p>第13条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 理事長、<u>副理事長及び専務理事</u>は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p>	<p>(選任等)</p> <p>第13条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 <u>理事長及び副理事長</u>は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p>
第14条	<p>(職務)</p> <p>第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4 <u>専務理事は、理事会の議決に基づき、日常の業務を統括する。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p>

	<p>5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>6 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>	<p>4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>
<p>第52条</p>	<p>(合併)</p> <p>第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(合併)</p> <p>第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>

2 変更の理由

第12条、第13条及び第14条の変更は、理事の役職として、専務理事を追加するためのものです。

第52条の変更は、誤記の訂正のためです。